創刊の辞

法学部長 立 石 二 六

I 京都女子大学法学部は、平成23年(2011年)4月、日本初の女子大法学部として発足した。まずは順風満帆の船出であったかと思う。本学の教育理念は、仏教精神を基調として、単に知識や技術の修得に止まらず、時代・社会がいかに変わろうとも、人間としての真の姿を求めていく敬虔な姿勢の醸成をその根底に置き、いのちの尊厳に目覚め、人々の福祉に貢献しうる女性を育成することとされ、これを受けた法学部の教育理念は、建学の精神に則り、リーガルマインドと法的解決能力をもち、実践力をもった人材、女性の視点を大切にして、人々の福祉に貢献できる人材を育成することにあるとされた(「京都女子大学法学部設置の趣旨」より)。わたくし自身は、法学部の女子学生全員が、将来、いかなる進路に進もうとも、いかなる社会生活を営もうとも、法的問題発見能力と法的問題処理能力を身につけて本学法学部を巣立ってくれることを念じている。そういう人材に育ってくれれば、法治国家によく適応しうる女性として、社会に出て存在意義を高めてくれるものと信ずるからである。

Ⅱ 学部を創設するにあたり、法学部は、文部科学省の設置審の認可を得て16名の教員を迎えた。新進気鋭の若い世代の研究者から、経験豊富な老練の研究者まで、それぞれの専門領域で存在感を保持する方々ばかりである。教員の男女比は、男性8人、女性8人である。女子大法学部の教員層としてはまずはバランスのとれたものといえるであろう。さらに、法学部の客員教授として、教歴・経歴・業績とも最高級の3名の著名な学者をお迎えしている。教員の陣容は申し分なく整備されていると自負するところである。

Ⅲ 昔から大学教授の使命は「研究・教育・行政」にあるといわれてきた。

「研究」の裏づけがなければ教育はできない。謙虚で真摯な学問上の精進を積み、自らの見識を深めて初めて良い教育ができる。大学教員の第1の任務は研究でなければならない。もとより大学はまた「教育」の場である。大学教員は学生に明解かつ誠実に学問内容を教授しなければならない。そのために、教員は小手先の教育ではなく、こころのこもった教育をしなければならない。そこでは、様々な教育上の工夫が必要である。近時、ファカルティディベロップメントの重要さが説かれる由縁である。さらに教育現場では大学「行政」が肝要となる。研究・教育の環境整備のために、あるいは、大学の質的向上のために、教員には様々の重要な行政活動が要請される。その責めを十分に果たすことも大学教員の大きな務めであることをわれわれは決して忘れてはならない。

Ⅳ ところで、われわれは、大学教員にとって最も重要な任務である研究 内容の公表の場として、法学部機関誌『京女法学』の刊行を企画した。初年 度のわれわれの研究成果の結集としてここに『京女法学』の創刊号を世にお くる。まことに喜びにたえない。『京女法学』には、われわれ教員の血と汗 の研究の結晶がこめられている。京都女子大学法学部が存続するかぎり、『京 女法学』の刊行は続く。学問に遅滞は許されない。われわれ研究者は常に思 索に思索を重ねる真理の探求者であらねばならない。将棋の羽生二冠は、「対 局中、あまりに深く集中したために、『これ以上集中すると、もう元へ戻れ ないんじゃないか』という恐怖感に襲われたことがあります」と述べている (『勝負哲学』、サンマーク出版、2011年、164頁)。わたくしも、嘗て、考えて、 考えて、脳髄がどうかなりそうなまで考えた時、自分の魂が体内から離脱し てどこかへ浮遊して行きそうな思いを抱いたことがある。「考える」という ことはそういうことなのであろうか。いずれにせよ、われわれは、思考を重 ねて、自己の信念に従った学説や判例評釈を将来にわたって『京女法学』に 書き続けて行くこととなる。関係各位に、『京女法学』の行く末を、ある時 は温かく、また、ある時は厳しく、見守っていただくことを切望して創刊の 辞とさせていただく次第である。